

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年1月20日

産業技術課日本酒・ワイン振興室長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

酒類のECサイト送料無料キャンペーン応援事業業務

#### (2) 業務の目的

ECサイトの送料支援による需要喚起及びECサイトへの誘客促進により、「信州の地酒」の販路拡大及び県内酒類事業者の販売手法のデジタル化促進と販売支援を図る。

#### (3) 業務内容

- ① 「信州の地酒」の送料支援の実施
- ② ECサイト開設・運用に関するセミナーの実施
- ③ 広告及び「信州の地酒」のプロモーションの実施

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

##### ① 業務の実施内容

- ・ 送料支援による効果的なECサイト販売促進での支援方法
- ・ ECサイトを活用したプロモーションに係るセミナーの実施方法
- ・ キャンペーン告知及び県産酒プロモーションの実施方法

##### ② 業務の遂行体制と実施スケジュール

- ・ 当業務に係る受託候補者の業務体制
  - ※ 責任者、業務の役割分担・担当者、リスクマネジメントなどを体制図により説明
- ・ 当委託事業を実施するにあたり、企画協力や連携などを求める事業者・団体・機関等の役割及びその効果（業務の再委託先、企画協力先などを含める）
  - ※ 様式第8号の附表において、再委託先は「5 再委託の予定」、企画協力先は「6 企画協力等の予定」に具体的な相手先と内容を記載すること
- ・ 委託者との打ち合わせ等を含めた、業務ごとのスケジュール
  - ※ 契約締結日を2月中頃として、打合せ、事業実施、完了報告等までのスケジュールを記載

##### ③ 業務に要する経費

- ※ 送料支援に係る原資額は42,000,000円を想定（非課税）

- (6) 業務の実施場所  
県内一円
- (7) 履行期間又は履行期限  
契約締結日から令和6年2月29日
- (8) 費用の上限額  
63,500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。  
（注）様式第3号を基本に、業務の内容に応じて設定すること。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。  
（注）様式第3号の附表を基本に、業務の内容に応じて設定すること。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
  - ① 同種又は類似の業務の実績
  - ② 当該業務の実施体制
  - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室
電話	026-235-7126
FAX	026-235-7197
メール	jizake@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年1月26日（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、1月26日は午後3時までとする）

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。

- ② 提出先 3(4)に同じ。（FAX、メールも同様）

- ③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課日本酒・ワイン振興室に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により日本酒・ワイン振興室長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により日本酒・ワイン振興室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 4 説明会

- (1) 開催日時 令和5年1月30日（月） 10時30分～11時30分

- (2) 開催方法 Zoomオンラインにて実施

※ 応募資格要件に該当した者には、様式第3号の参加申込書に記載の担当者へ、Zoom接続アドレス等をメールにて連絡します。

## 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 日本酒・ワイン振興室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年2月6日(月)14時までに長野県公式ホームページで公表します。

## 6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式  
様式第8号の附表による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
  - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
  - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 3(4)に同じ。
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
  - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ① 提出期限 令和5年2月9日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、2月9日は午後2時とします)
  - ② 提出先 3(4)に同じ。
  - ③ 提出部数 6部
  - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課日本酒・ワイン振興室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目		審査内容（要求内容）	配点	
1 業務の実施内容	送料支援による事業者支援の制度設計	・県が意図する事業者支援の趣旨を理解した、効果的なECの販売促進企画及び制度設計であるか	60	20
	キャンペーン告知及び県産酒プロモーションの実施方法	・県内外の多くの消費者に向けた発信が可能か ・購入者の利用意欲、購買意欲を高められる内容であるか ・県産酒の魅力や価値の発信が効果的な内容となっているか		20
	EC開設や売上促進への支援	・初心者などが馴染めて取り組みやすい内容のセミナーであるか ・商品の販売促進に効果的な発信を伴う内容のセミナーであるか		20
2 業務の実施体制・スケジュール		・確実かつ円滑に業務を遂行できる体制が構築されているか ・コロナ禍の状況を踏まえた、迅速かつ柔軟なスケジュールであるか ・個人情報等の保護・管理が適切であるか	30	30
3 業務に要する経費の内訳		・見積金額が適正な価格となっているか ・予算内で、最大限の効果を出すことができる提案となっているか	10	10
合計得点			100	

(7) 企画提案の選定の方法

① (6)により、審査委員が提案者1者あたり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行った順位点の合計点で最も高い評点の提案者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点の平均が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和5年2月10日(金) 長野市内（場所、時間などは、追って通知します）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により日本酒・ワイン振興室長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により日本酒・ワイン振興室長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課 日本酒・ワイン振興室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により日本酒・ワイン振興室長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール又はFAXによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により日本酒・ワイン振興室長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、日本酒・ワイン振興室において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室  
電 話 026-235-7126  
FAX 026-235-7197  
メール jizake@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。  
なお、その場合はプレゼンテーション時に補足資料を印刷したものを6部持参してください。